

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 高橋 こうすけ

1 日時

令和7年12月24日（水曜日）

午後1時43分開会、午後2時36分散会

2 場所

第5委員会室

3 出席委員

高橋こうすけ委員長、大久保隆規副委員長、神崎浩之委員、はぎの幸弘委員、
松本雄士委員、関根敏伸委員、佐々木努委員、吉田敬子委員

4 欠席委員

上原康樹委員

5 事務局職員

高橋担当書記、藤原担当書記、小原併任書記、佐藤併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

（1）環境生活部

中里環境生活部長、内城副部長兼環境生活企画室長、
加藤環境担当技監兼環境保全課総括課長、吉田環境生活企画室企画課長、
千田環境生活企画室特命参事兼グリーン社会推進課長、
古澤資源循環推進課総括課長、神山資源循環推進課廃棄物施設整備課長、
引屋敷自然保護課総括課長、木村県民くらしの安全課総括課長、

（2）保健福祉部

野原企画理事兼保健福祉部長、加藤理事兼副部長兼保健福祉企画室長、
鈴木医療政策室長、前川子ども子育て支援室長、荒井保健福祉企画室企画課長、
千葉健康国保課総括課長、千田健康国保課薬務課長、草木地域福祉課総括課長、
佐藤地域福祉課指導生保課長、小野寺長寿社会課総括課長、
佐々木障がい保健福祉課総括課長、佐藤医療政策室医務課長、
高橋子ども子育て支援室特命参事兼次世代育成課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

（1）環境生活部関係審査

（議案）

議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算（第5号）

第1条第2項第1表中

歳出 第4款 衛生費

第2項 環境衛生費

第2条第2表中

第4款 衛生費

第2項 環境衛生費

(2) 保健福祉部関係審査

(議案)

議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算(第5号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第4款 衛生費

第4項 医薬費

第2条第2表中

第3款 民生費

第4款 衛生費

第4項 医薬費

9 議事の内容

○高橋こうすけ委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

上原康樹委員は療養のため欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算(第5号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出、第4款民生費のうち環境生活部関係、第2条第2表繰越明許費補正中、第4款衛生費のうち環境生活部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○内城副部長兼環境生活企画室長 環境生活部関係の補正予算について御説明申し上げます。

議案(その1)の8ページをごらん願います。議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算(第5号)のうち、当部の補正予算は第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、4款衛生費、2項環境衛生費の8億5,816万7,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明申し上げますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の24ページをごらん願います。4款衛生費、2項環境

衛生費、1目環境衛生総務費であります。右側の説明欄、地域公共交通EV等導入支援事業費補助は、地域公共交通事業者等に対して、燃料費上昇の影響を緩和するため、EVバス、EVタクシー等の購入経費の一部を補助しようとするものでございます。

次に、3目環境衛生指導費であります。右側の説明欄の2段目、一般財団法人クリーンいわて事業団施設整備事業費補助は、産業廃棄物の適正処理を推進するため、一般財団法人クリーンいわて事業団が行う公共関与型最終処分場の整備事業に要する経費を補助しようとするものでございます。

次に、6目鳥獣保護費であります。右側の説明欄4段目、指定管理鳥獣対策事業費は、ツキノワグマによる人身被害防止のため、ガバメントハンターを任用するとともに、市町村に対して出没防止対策等に要する経費を補助しようとするものでございます。

次に、ツキノワグマ被害防止対策事業費は、ツキノワグマによる人身被害防止のため、県管理河川の樹木伐採や熊出没情報共有アプリの構築、熊よけスプレーの配備等を実施しようとするものでございます。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その1）にお戻りいただきまして、10ページをごらん願います。第2表繰越明許費補正の追加の表中、当部の所管は4款衛生費の4事業、7億4,031万5,000円であり、翌年度に繰り越して執行しようとするものでございます。

以上が環境生活部関係の補正予算の内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○高橋こうすけ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 熊対策の関係ですけれども、今回の補正予算にハンターの手当は入っているのか。ことしの9月定例会でも話したのですけれども、やはり当事者及び関係者も含めて、ハンターの手当が低いのではないかと言われます。例えば出動手当であるとか、駆除手当であるとか、それから解体費だとか、弾とか、そういうものにたくさん経費がかかっているのです。いずれこれからも、まだ熊が出ますし、平泉町でも出ています。これから冬眠明けも含めて、やはり今のうちから対策を打っておかなければいけないと思うのですが、これらについて今回の補正予算ではどうなっているのか。

それから、もう一つあわせて聞きます。国なり県なりのハンターに対する手当のお金の流れはどうなっているのか、もう一回確認したい。市町村は市町村で上乗せしている部分もありますが、国、そして県が交付する駆除手当、ハンターの出動手当、そのようなお金の流れについて確認したいと思います。

○引屋敷自然保護課総括課長 いわゆるハンターの方々に対する手当につきましては、国の経済対策に伴う今回の補正予算には、直接は含まれておりません。その上で、神崎浩之委員からハンターに渡る手当等のお金の流れの御質問でございます。今、市町村のハンターが捕獲している一番大きな捕獲区分は、有害鳥獣捕獲であると思います。こちらにつきましては、農林水産部が所管する事業で対応しておりまして、基本的に1頭当たり

8,000 円とのことです。それに加えて、各市町村でそれぞれ手当とか、そういうものがあるというところで、その辺りは市町村でばらばらだと思っております。

さらに、県の事業といたしまして、私ども環境生活部で所管しております指定管理鳥獣捕獲等事業がございます。こちらにつきましては、公益社団法人岩手県猟友会に事業として委託し、実際にその事業を地区猟友会が実施しますが、単価や額まで定めて契約しているものではございませんので、大変恐縮ですが、そういうことになっております。

○神崎浩之委員 いずれにしても、とにかくハンターをお願いするしかないということで、県でも訓練などを実施しています。

8,000 円ということですが、解体の手間とかがあります。1 頭当たりいくらではなくて、ハンター 1 人当たりいくらとしてもらわないとか、市町村でばらつきが出てきていることをどうするか。その辺りは県猟友会と話し合っているなかで、ハンターがタイムリーに活動できるように、今からの冬眠中に体制を整えていただきたいと思います。終わります。

○吉田敬子委員 熊対策の部分で何点か確認させてください。

ガバメントハンターについては、先ほど本会議の質疑でもありましたけれども、聞き漏らしてしまった部分もあって、いつから運用されて、開始というか、活動されるのかということと、あと自然保護課に配属されるらしく、5 名程度ということなのですが、その配属先が、例えば市町村からの派遣の要請にも応じられるということなのですが、その配属先が、例えば市町村からの派遣の要請にも応じられるということなのですが、未定というお話があったのですが、広域振興局単位でも配属される予定もあったりするのかどうか。それが二つ目と、あともう一つがガバメントハンターは——ここには熊による人身被害防止とあるのですが——熊がメインだとは思っているのですが、有害鳥獣捕獲の中では熊だけでなく、例えば鹿とかイノシシとか、そういうものにも対応することを想定しているのかお伺いしたいと思います。

○引屋敷自然保護課総括課長 ガバメントハンターの採用時期等のお話でございます。現在ガバメントハンターは、5 名程度の採用を目指しておりまして、年度内の採用、運用を目指しております。その意図としては、熊は春先にまた出てくるというタイミングに置かれているところで、何とか年度内での任用はできないかということで動きたいと思っております。

それと、配属先の関係でございます。配属先は自然保護課ということで、そこはそことありではあるのですが、ハンター 5 名でシフトを組んで、それぞれ、基本的には県の指定管理鳥獣捕獲等事業を中心にやりながらも、市町村からの要請に応じて捕獲の応援などをやります。一応配属先は自然保護課、あと盛岡地区に勤務するのですが、それぞれの市町村に応じて、機動的に出動できるような形を考えております。

あと、済みません、もう一つ、鹿、イノシシの話でございますが、ガバメントハンターをこのタイミングで任用するというので、当面は専ら熊対策にとどめるべきかと思っております。ただ、このガバメントハンターなのですから、一応職名としては野生鳥獣の関係

を一応担当するということになりますので、熊のみならず、これからの動向も踏まえながら対応したいと考えております。

○吉田敬子委員 確かに今、熊が一番被害対策として必要度が大きいですが、実際に、鹿も最近よく盛岡地区で見たりするのです。今のところは例えば大きな人身的な被害はなかったとしても、管理として必要になってくる仕事かと思っていますが、了解いたしました。

あともう一つがクマ出没情報共有アプリの部分ですが、先ほど環境生活部長への質疑中の御説明で、地図で出没場所を共有できるような形になるということですが、他県で偽情報が出回ってしまったことがあって、そういったことにならないようにしなければいけないと思うのです。例えば私たちがアプリにアクセスして、そこで熊を見たと言うことができるものなのか。そのアプリの会社のみがしっかり管理を行うことになるのか、その情報の流れを教えてくださいたいと思います。

○引屋敷自然保護課総括課長 熊出没情報のアプリについてでございます。今、吉田敬子委員からお話いただいたとおり、我々が想定しておりますのは、一般県民の方もそのアプリに入られた方には地図上で場所を登録していただけるような形です。できるだけその出没情報をリアルタイムで県民の皆様にも閲覧、共有いただいて、回避行動につなげるということを考えております。

あとは、吉田敬子委員から御指摘のあった偽情報については、この辺のアプリもいろいろ対応が進んでおりまして、例えば公表しないにしても、きちんと個人のお名前を登録していただく、そのような形である程度偽情報が出ないような仕組みを考えております。

○吉田敬子委員 県民がアクセスできるという意味では、早く情報を得られ、いいことである一方、AIを駆使したものが少し悪質な偽情報を流すようなことがなければいいと思うのです。そこは基本的にチェック機能があるということなののでしょうか。

○引屋敷自然保護課総括課長 先ほども申し上げたのですが、一応ある程度入力される方の属性ではないですが、そういうことを登録することである程度フィルターがかかるとしておりますし、今、吉田敬子委員から御指摘いただいたことについては、まさにこれから今回補正予算を計上させていただいて、いざこれから発注するとなった段階で、そのところも十分踏まえて、検討してまいりたいと考えております。

○松本雄士委員 私からも熊についてですが、4款2項6目の指定管理鳥獣対策事業費について、ここで箱わなやスプレーというのがありますけれども、一方で農林水産部所管の鳥獣被害防止総合支援事業にも箱わなとスプレーがあります。この辺のすみ分けと、農林水産部との連携のことについて伺いたします。

○引屋敷自然保護課総括課長 箱わな、熊よけスプレーの農林水産部所管事業とのすみ分けということで、農林水産部所管事業につきましては、基本的には農作物被害、あるいは農業生産者の方の保護、そういう観点で行われるところでありまして、一応我々の環境生活部は、今、松本雄士委員から御紹介いただいた指定管理鳥獣捕獲等事業につきまして

は、大きく申し上げれば、個体数の管理ということになります。今、この局面では、熊がかなり出ているのではないかとということで、捕獲するということで動いているのですが、一応事業としてはそのようなすみ分けでやっております。

その上で、この間も御指摘いただいたのですが、箱わなの効率的な使い方について、我々はどうしてもそれぞれの事業の目的に沿って個数を確保しておりますので、まずそれぞれの事業で使っていくということになるのですが、そのほか例えば地区猟友会で独自に所有しているとか、あるいは市町村で独自に持っている箱わな等があれば、それらの活用も含めて、今まさに調整しているというところでございます。

○松本雄士委員 これは、農林水産部と連携しながらやっているということかもしれないですが、特に箱わなの配備状況は一元的に管理されているものなのでしょうか。

○引屋敷自然保護課総括課長 県全体として、農林水産部所管事業と、我々の所管事業は、それぞれの事業目的に沿って、まず実施しているのが実態でございます。

それから、今回、県では指定管理鳥獣捕獲等事業で箱わなを使うことになりまして、効率的な捕獲に当たっては、農林水産部は箱わなをどこに仕掛けているのかなど、そういうことは当然ながら十分考慮した上で配置を考えることとなりますので、その辺の連携、調整というのはしっかりやっていきたいと考えております。

○松本雄士委員 それでは、環境生活部で一元的に大体把握できているということでしょうか。

○引屋敷自然保護課総括課長 農林水産部所管分も含めて我々が全部管理しているかというと、残念ながらそこまでは至っておりません。我々の指定管理鳥獣捕獲等事業で、今回箱わなを購入することになりまして、その箱わなの設置に当たっては、既存の事業で、どのようなところに箱わなが設置されているかは十分配慮しなければいけないと考えておりますので、その辺においては当然ながらいろいろ連携というか、情報の共有等を図ってまいりたいと考えております。

○松本雄士委員 この質問の趣旨——前回の委員会で神崎浩之委員からも取り上げられていますけれども——猟友会からも、いわゆる環境省系のマネーで導入したものと、農林水産省系のもので使用の融通が利かない。非常に限られた財源の中で、しっかり熊対策をするために効率的に箱わなを使うというときに、一元的に情報管理して、使っていないものをどんどん配備すべきところに回していくという体制の構築を考えていくべきなのではないかということです。行政の縦割りの弊害の非常に顕著な例かと思っております、我々からも国に働きかけますし、ぜひとも県でも、県の事業で導入しているものでありますから、その辺の効率的な活用に向けて、もう少し融通を利かせていただきたいということでもあります。

農林水産部との連携、よろしく願いいたします。以上になります。

○高橋こうすけ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の議案の審査を終わります。

環境生活部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。

議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出、第3款民生費及び第4款衛生費のうち、保健福祉部関係、第2条第2表繰越明許費補正中、第3款民生費及び第4款衛生費のうち、保健福祉部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤理事兼副部長兼保健福祉企画室長 保健福祉部関係の補正予算議案1件について御説明申し上げます。

議案（その1）の8ページをごらん願います。議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第5号）のうち、当部関係の歳出補正予算は、3款民生費の41億7,348万円余の増額と4款衛生費のうち、4項医薬費の11億4,951万円余の増額で、総額53億2,299万円余を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。説明書の22ページをごらん願います。なお、金額の読み上げは省略いたしますので、あらかじめ御了承願います。

今回の当部関係の補正予算につきましては、光熱費や食材料費が高騰し、負担が増加している社会福祉施設や医療施設などに対して、物価高騰対策支援金の支給、または補助を行うとともに、国の補正予算で措置された医療・介護等支援パッケージによる早期に対応すべき医療、介護等分野における支援事業を実施しようとするものであります。

まず、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の右側説明欄、社会福祉施設等物価高騰緊急対策支援費は、救護施設に対して、定員1人当たり1万3,700円を支給しようとするものであります。

2目障がい者福祉費の福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援事業費は、障がい福祉サービス事業所等に関して、障がい福祉従事者の賃金引上げに要する経費の一部を補助しようとするものであります。その下の社会福祉施設等物価高騰緊急対策支援費は、障がい福祉

サービス事業所等に対して、通所系は1事業所当たり11万4,000円、入所系は定員1人当たり1万3,700円、訪問相談系は1事業所当たり3万9,000円を支給しようとするものであります。

3目老人福祉費の介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費は、介護施設等に対して、介護従事者の賃金引上げやサービスの円滑な継続のために要する経費の一部を補助しようとするものであります。

その下の社会福祉施設等物価高騰緊急対策支援費は、介護サービス事業所等に対して、通所系は1事業所当たり13万6,000円、入所系は定員1人当たり1万3,700円、訪問相談系は1事業所当たり3万9,000円を支給しようとするものであります。

次のページに参りまして、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費の社会福祉施設等物価高騰緊急対策支援費は、児童養護施設等に対して、定員1人当たり1万3,700円を支給しようとするものであります。

次に、26 ページに飛んでいただきまして、4款衛生費、4項医薬費、2目医務費の医療機関等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費は、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や物価を上回る賃金引上げの実現に向け、有床診療所に対しては1床当たり8万5,000円、無床診療所及び歯科診療所に対しては1施設当たり32万円、訪問看護ステーションに対しては1施設当たり22万8,000円を支給しようとするものであります。

その下の医療施設等物価高騰緊急対策支援費は、病院及び有床診療所に対しては1施設当たり23万円に、1床につき2万1,300円を加算し、特別高压の電気の供給を受けている場合は、さらに1床につき2万1,000円を加算した額を、その他の施設に対しては1施設当たり最大11万5,000円を支給しようとするものであります。

次に、3目保健師等指導管理費の看護師等養成所運営費補助は、民間立看護師等養成所に対して掛かり増し経費の一部を補助しようとするものであります。

4目薬務費の医療機関等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費は、調剤に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や物価を上回る賃金引上げの実現に向け、保険薬局に対して、1施設当たり最大23万円を支給しようとするものであります。

その下の医療施設等物価高騰緊急対策支援費は、保険薬局に対して1施設当たり3万8,000円を支給しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。お手元の議案（その1）にお戻りいただきまして、10 ページをごらん願います。第2表繰越明許費補正、追加の表中、当部関係は3款民生費の6事業41億7,348万円余と、4款衛生費のうち、次のページに参りまして、4項医薬費の5事業11億4,951万円余と合わせて11事業、53億2,299万円余であり、支援金の支給等に当たり十分な申請期間を確保するため、年度内に支給が完了しない見込みであることなどから繰り越そうとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋こうすけ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 県当局におかれましては、国の補正予算が年末ぎりぎりでも可決されて、その中でいち早く、中身の詳細がなかなか詰められていないまま、こうやって補正予算をつくっていただきまして、ありがたいと思っています。やはり年が明けると、最終的に1カ月、2カ月延びてしまうので、そういう意味では本当に臨時議会で提案していただいてよかったと思っています。

最初に、医療機関の関係を聞きますけれども、今回は県立病院以外への支援ということですが、保健福祉部とすれば、やはり有床無床問わず、県内医療機関の赤字——経営が大変だということが大きな課題だと思います。そこで、今回の県の提案はいいのですが、県立病院には県を通さない国の補正予算がどのぐらい行くのか。それから、県内の民間病院には——これも県を通さないのだけれども——その補正予算額はどのようになっているのか教えていただきたいと思います。

○佐藤医務課長 まず、県立病院に対する支援でございますけれども、県医療局からは、総額で16億2,000万円ほどの支援を見込んでいると聞いております。

それから、県内の民間病院への支援でございますけれども、民間病院につきましては、20億6,000万円余の支援を見込んでいるところでございます。

○神崎浩之委員 今回は、物価上昇等の経費分だけ提案されているのですけれども、やはり保健福祉部とすれば、民間、県立も含めて有償無床問わず、把握していただきたいと思っています。

詳細をこれから確認していきますが、今回、特にこの事業スキームは物価高騰対策と、それから国のパッケージとあって、少し複雑になっていて、その辺り介護の分野が少し幅広いので、介護の分野でお聞きするわけなのです。介護施設関係で物価高騰分はどのような内容であるのかということと、それから国のパッケージ分の処遇改善はどのような内容なのかということ、それから今回初めてだと思うのですが、介護サービスの継続支援というのが——障がい者支援施設とか医療機関はないのだけれども——介護だけ出てきます。このようなくくりがあるわけなのですが、その内容について教えていただきたい。

○小野寺長寿社会課総括課長 ただいまお尋ねがありました件のうち、まず社会福祉施設への物価高騰対策緊急支援金の部分でございますけれども、昨年度の国の経済対策を受けて予算化した際の単価は、通所系が1事業者当たり10万円だったものを今回は13万6,000円、そして入所系については、前回が1万円だったものを今回は1万3,700円。訪問相談系につきましては、前回が1事業所当たり3万円だったものを今回は3万9,000円と、いずれも単価には引き上げておまして、全体では1.3倍程度の単価の引き上げとなっております。これに伴いまして、予算額は合計で5億3,500万円余と、令和6年度、昨年度の経済対策の予算規模と比べますと1億1,900万円余の増額という予算規模になっております。

続きまして、神崎浩之委員から御質問がございました2点目、介護施設等経営改善・従

事者処遇改善等緊急支援事業費の内容についてでございます。こちらにつきましては、三つの事業から構成されておりまして、一つ目が神崎浩之委員から御紹介がございました介護職員等の処遇改善を支援するものでありまして、そちらは介護従事者1人当たり月額1万円。介護職員の場合には最大で1万9,000円相当までの賃上げを6カ月間行う経費として、今回24億1,900万円余の予算案を計上しているところでございます。

また、二つ目につきましては、サービス継続の支援というところになりまして、訪問通所系の事業所がサービス提供に要する移動経費でありますとか、介護事業所等が災害に係る備品物資等を購入する際の経費、このような経費を支援するもので、事業費として3億2,900万円余を計上しております。

三つ目につきましては、入所施設における食事提供に要する食材の購入経費を支援する内容となっております。こちらにつきましては、定員1人当たり1万8,000円を上限に補助する事業費として、今回2億4,400万円を計上しており、総額としては20億9,200万円余の事業ということになっております。

○神崎浩之委員 昨年よりも単価が上がって、幾らかでもよかったと思っています。おのこの事案について、三つに区分すると、いつ頃からお知らせして、いつ頃から申請を受け付けて、実際事業者にはお金がいつ頃入るのか、教えていただきたいと思います。

○小野寺長寿社会課総括課長 ただいま御説明申し上げた事業費の今後の執行スケジュールについてでございますけれども、処遇改善の事業につきましては、昨年度も国の経済対策を予算化したわけでございますが、昨年度は2月補正予算で計上しております。それを今回は12月臨時議会で提案させていただくということで、予算の成立で言えば、今回成立ということになればですが、2カ月前倒しが可能な状況になります。

具体的なスケジュールについては、今後、国の交付要綱等が示された後に詳細を設定するわけですが、我々としては年明けから速やかに事業者への周知を行い、例年で申し上げますと、1カ月程度周知期間を設けまして、その後募集受付開始、そして内容の審査を可能な限り速やかに――年度内に着手する方向で進めたいと考えております。そのような形で執行いたしますと、実際の事業者への交付決定が新年度早々――4月になり、その後順次支出していくというスケジュール感で考えております。

また、残りの2事業、サービス継続に関する部分については、今回の経済対策で国が初めて提示してきた補助メニューでございまして、補助メニューの内容の詳細はまだ国から示されておりませんことから、事業内容、要綱等を確認した上で、今後県としても要綱をつくり、事業の説明会など開きながら実施に入っていくスケジュールになりますので、この場で何月ということは少し申し上げにくいところではございます。いずれ今12月臨時議会で緊急支援として行うメニューで、来年6月に控えております介護報酬の臨時改定までの間、適切に支援できるように、県としても危機感を持ってスケジュール管理をして進めてまいりたいと考えております。

○神崎浩之委員 そのようなことで、今回は昨年度の補正額を上回ったのですが、メニ

ューも広がったのです。介護職員の処遇改善も、今まで施設職員だけだったのが、ケアマネジャーも含めて訪問系にも広がった。加算はつかないのだけれども、広がったということと、あとは訪問の距離に応じてというか、ガソリン代を出すというのも——これも私もずっと訴え続けてきたものですから——東京圏と違って、地方は移動距離からして経費がかかるのだということで、新たなメニューに加わってよかったので、早く実施できればいいと感じております。

また訪問介護に対する支援策というのは国が出してきていますし、それからケアマネジャーの支援についても、国で訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の中で、新たなメニューが出されていて非常に期待しているのです。先日新聞にも載りましたが、ケアマネジャー不足だということで、働いていないケアマネジャーを掘り起こさないと、ケアプランがつかれないのだということもあるのですが、今回の新たな国のメニューで訪問介護、ヘルパー、それから中山間地域のサテライト施設だとか、介護支援専門員の支援については補正予算に表れているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○小野寺長寿社会課総括課長　ただいま神崎浩之委員から御紹介ありましたとおり、国の経済対策の中には、ただいま我々が御説明申し上げた事業以外にも訪問介護事業所への支援でありますとか、ケアマネジメンツの提供体制強化というようなメニューが盛り込まれております。そのような中で、今般国から可能な限り年内に予算化するよう示されているのが、今回我々から12月臨時議会で提案させていただいております三つのメニューです。ここの部分をまずは年内に予算化するというので、国からの要請も踏まえ、県として今回予算計上させていただいておりますが、残りのメニューについては、現在、来年度当初予算、あるいは2月補正予算、どちらが望ましいのかも含めて、県内の事業者のニーズを踏まえ、可能な限りケアマネジメンツの支援だとか、そういうところに資するような形で予算化ができるように内部で検討を進めている状況です。

○神崎浩之委員　訪問系の介護サービスというのは非常に重要ですが、県内でもそういうところから事業所が減っているのです。何とかこ入れをしなければならないと思っているのですが、今回の補正予算は国もそういうことなので。もう枠を決めて、そして詳細も言わないまま、何とか年内に予算を通してということです。あじやらなやり方をしているのですが、いずれにしてもこの訪問系介護、それからケアマネジャーの支援は、私も何回も何回も東京都に通って、がんがん、がんがん言って、何とか形になってきたので、ぜひともこれ速やかに体制を整備していただきたい。

それから、物価高騰についても昨年度と同じメニューなのです。だから、昨年度実施して、当事者——事業者にヒアリングして、何が必要なのか、何がもっと欲しいのか、要らないのか、どのようなメニューがさらに欲しいのかということを書いて組み立てていくべきだと思うのです。昨年度と同じメニューを持ってきて、金額を上乗せすればいいというわけではないので、今後の展開に期待したいと思います。よろしくお願いします。終わります。

○吉田敬子委員 私からは、今回の障がい者関連の支援事業についてお聞きします。介護、障がい福祉の分野でなかなか賃金が上がらない状況の中で、障がいと介護に分けられているのか分かりませんが、分けられなければ一緒でもいいのですが、障がい福祉サービスと介護の施設のそれぞれの介護職で、県の平均所得が今、どの程度なのか。そして、処遇改善——賃金をアップしなければいけないという中で、分かる範囲でどの程度上がってきている状況なのかというのを伺います。

○小野寺長寿社会課総括課長 ただいまの御質問につきまして、まず介護施設分ということで御答弁申し上げます。

令和6年度賃金構造基本調査における県内の介護職員の平均年収については、356万2,400円となっております。今回の処遇改善の支援が月額1人1万円から最大1万9,000円となっております。仮に上限の1万9,000円だと仮定すれば、半年間の支援ですので、11万4,000円が支給されることになりますけれども、こちらが年収に占める割合ということで申し上げれば、約3.2%に相当する賃上げということとなります。

ただ、一方で同様の統計調査における県内の全産業の平均年収は392万1,500円となっております。介護職員の年収との差は35万9,100円となっております。仮に今回11万4,000円が支給されたとしても、いまだなお大きな開きがあるというのが実態と捉えております。

全産業平均との差につきましては、これまで類似の処遇改善を行ってきた中で、本県では差は縮まってきていた事実がございます。一方でなお差があるということでございますので、今般の処遇改善のみならず、今後も引き続き処遇改善が必要な状況と認識しております。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 障がい福祉サービス事業所の賃金の実態であります。賃金の状況につきましては、ただいま長寿社会課から説明がありました賃金構造の統計調査では、同じ介護福祉職員のくくりとなりますので、状況としては同じ状況でございます。ただ、今回医療・介護等支援パッケージということで、介護部門と障がい福祉部門とで支援の中身が若干異なる場所がありまして、障がい者部門につきましては月額1人1万円を6カ月相当ということで、6万円の支援ということになります。

先ほどありましたとおり、本県の介護職員の平均年収は356万円余でありまして、地域サービス事業所などを、国の経済対策で支援した場合、その支援額が年収に占める割合は約1.7%に相当すると見込んでおります。

○松本雄士委員 国の経済対策に連動した速やかな対応に感謝申し上げます。

私からも、3款1項2目の障がい福祉系の処遇改善、3款1項3目の介護施設系の経営改善、処遇改善の差について伺います。

今の吉田敬子委員からの質問に対する回答として、介護施設系には9,000円の加算、さらには、サービス継続支援としての設備購入、入所施設の食材料費があるのですが、障がい福祉系にはないという今回の支援になっております。その差の理由と県の考えにつ

いて伺います。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 国が今回医療・介護等支援パッケージを打ち出しましたが、これにつきましては、国で障がい福祉人材、それから介護職員等、それぞれの実態調査を行いまして、その結果に基づいて、医療・介護等支援パッケージとして、介護、障がい、保健、福祉、それぞれの課題に応じた施策を実施するということで打ち出されたものと承知しております。この調査結果によりますと、介護職員の基本給の平均額でございますが、まず障がい福祉サービスの職員につきましては、令和7年4月現在で月額 26 万円余であるのに対し、介護職員の月額が 25 万 2,000 円余ということで、介護職員のほうが比較的低い数字になっているということがございまして、このような実態などを勘案して、介護職員に対する賃上げ支援が手厚くされたものと承知しているところでございます。

また、一方で障がい福祉分野の支援パッケージにつきましては、介護分野と比較しまして、まだ取り組み途上とされております介護テクノロジーの導入とか、人材確保、生産性向上に向けたワンストップ型の支援体制の整備というところが挙げられているところでございます。今回は、賃上げに係るところを早急に対応するべく、この補正予算案を計上させていただきましたが、人材確保、生産性向上、それから介護テクノロジーの導入の分野につきましても、今後県内の事業所のニーズを踏まえ、関係機関などとも調整しながら、できるだけ早期に支援体制の整備に向けて鋭意検討を進めていきたいと考えております。

○松本雄士委員 その処遇改善の差のところは、国の調査で 8,000 円ぐらいの差があったということでありますけれども、先ほどの県の介護福祉系の年収は 356 万円ということで、障がいと介護では分けて調査されていないということであります。国での調査実態は、県においてもそのような実態であるという認識ですか。その根拠もあるのか伺います。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 先ほど申し上げました国の今般の実態調査につきまして、本県ベースでの結果については公表されていないところでございます。

一方、本年9月に社会福祉法人岩手県社会福祉協議会の内部組織である障がい者福祉協議会、高齢者福祉協議会ほか、県内6団体から県に緊急要望が提出されましたけれども、その中で介護職員の月額賃金の水準は障がい福祉職員と比べて約 5,000 円程度低いという認識も示されておりましたので、本県においても全国と同様の傾向にあるものと認識しております。

○松本雄士委員 地域の福祉を最前線で支えていただいているのは、介護分野も障がい分野の方々も同じであります。いろいろシステムのなところの導入とか、生産性向上のところ、まだ障がい福祉部門が発展途上ということはあると思いますが、職場環境改善計画を策定して、またそのようなものに対してインセンティブを与えるということは、障がい福祉分野においても可能であると考えます。

また、このサービス継続支援、設備とか備品購入支援、食料代金の支援というのは、その障がい福祉施設においても全く同様でありまして、ぜひともこれは国のパッケージがこ

うであったからということではなくて、実態をしっかり見て、県としての支援を考えていただきたかったということでもあります。

今回は、緊急の臨時の対応でありますので、これでまず速やかな支援をお願いしますけれども、ぜひとも2月補正予算であるとか、令和8年度の当初予算においては国の動向等を踏まえまして、県としての独自の対応を検討していただきたいと思います。私からは以上でございます。

○高橋こうすけ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。